

令和8年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和8年3月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	坂口 徹
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 欠席議員(1名)

11番 濱 真理子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田 善行 係 長 吉川 也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松岡 洋右	政策財政課長	中 尾 歩 美
住民生活部長	中原 潤	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	大塚 美季	子育て支援課長	佐 谷 容 子
国保医療課長	猪川 恭弘	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	田口 三十士	会計管理者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲 村 佳 真

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

なお、濱議員から、欠席の通告を受けています。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 皆さん、おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、国民健康保険税前納方針への対応についてです。

政府は4月から海外から帰国した日本人の国保料、斑鳩町では税になりますが、1年分を前納させる制度を実施しようとしています。

この制度は、外国人の国保料滞納対策と併せて行うとのこと。昨年11月に政府の外国人政策を取りまとめる「外国人の受け入れ秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」の第1回が開催され、高市首相は上野厚労大臣に外国人の国保料の運用見直しを指示しました。上野厚労大臣はその後の記者会見で、国保料の未納防止について、「外国人の納付状況を出入国管理庁と共有し、在留審査時に活用する」と発言し、滞納者に在留資格更新を認めない考えを示唆しました。

それを受け、厚生労働省は今年の2月10日に、都道府県の担当者向けに国保料前納の詳細説明を行っています。

説明で示された資料には、「入国初年度の国保料前納されない場合の催促、そして在留審査時に収納情報を活用する」という内容を盛り込むと同時に、内外無差別の観点で、「帰国した日本人も同様の扱いとする」と明記しています。

厚生労働省は、滞納件数、金額ベースで日本人と外国人を比べるデータを明らかにしない中で、殊さら外国人の滞納だけを問題視するという対応は人を属性だけで差別することにつながりかねません。こうした政府の姿勢には問題があると考えます。

私は今回、斑鳩町の実態について明らかにするとともに、政府の方針に対する町の対応について確認したいと考え、質問に上げさせていただきました。

では、ひとつずつ順にお尋ねいたします。

まず1点目の国民健康保険加入者のうち外国人の占める割合についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） おはようございます。それでは国民健康保険税前納方針への対応内容についての国民健康保険加入者のうち、外国人が占める割合についてのご質問でございます。

国民健康保険に加入されている被保険者は令和8年1月末現在で4,488人いまして、そのうち外国人である被保険者は33人で、その割合は0.7%でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。そしたら、2点目の医療給付費に占める外国人の割合について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 医療給付費に占める外国人の割合ということでございますけれども、日本人と外国人を区分しての数値につきましては、本町の国民健康保険システムでは日本人と外国人に分けての給付状況等について算出・集計する機能がありませんので、日本人と外国人を分けた給付状況を把握できておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 残念ながら、システム的にそういう状況であれば仕方がないのかなというふうに思います。

そうしましたら3点目、日本人と外国人の国保税の滞納状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 国民健康保険税の滞納状況へのご質問でございますけれども、日本人と外国人をまず合わせた被保険者全体では、令和8年1月末現在で、現年度分が307人、過年度分で162人となっております。

ただ、先ほどの答弁と同様の理由によりまして、滞納率につきましても把握できていない、把握できない状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長から答弁があったように、こちらについても日本人と外国人に分けてませんよということで、それぞれの状況については把握できないという

ことなのですが、国のほうがですね、外国人の方の滞納が多いということで、いわゆるこういう対応を進めようとしている。政府自体もその数字については明らかにされていないんですね。そうした中で、やはりこうした対応、入国した初年度、外国人・日本人問わず1年間国保税、国保料を前納するように求めていくという対応についてはいかがなものかというふうに思います。

4点目の質問なんですけども、政府は4月からこれを実施しようとしています、希望する自治体に限定するというふうに言っていますが、斑鳩町ではどのような対応を考えているのか、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） この制度につきましては、国民健康保険税の未納を防ぎ税負担の公平性を確保することを目的として、入国した外国人が国民健康保険に加入する際、初年度の保険税をまとめて先に納めてもらうものでございます。

この制度につきましては、国の方針は認識しておりますけれども、本町におきましてはこの2026年4月制度開始時点での導入は考えておりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町は考えていないということなので、少し安心しましたが、今後も、もちろん状況は見る必要はあると思いますけども、そもそも外国人の方の滞納が多いからということ動機にして始まった制度だというふうに思いますので、適切ではない制度だというふうに私は認識しております。今後も慎重な対応を求めておきたいというふうに思います。

そうしましたら、次、2点目の質問に移らせていただきます。2点目につきましては、公共施設トイレへの生理用品の設置についてです。

この質問については、同僚議員がこれまでも取上げ、実施を求めてきた経緯があります。また私自身も女性の身体的・精神的また金銭的な負担を軽減するという角度から、以前にも質問をさせていただいた経緯があります。

そんな中ですね、現在、女性が生涯で経験する生理は400回以上と言われており、生理用品の出費は50万円以上かかるという調査結果があります。外国では学校や公共施設での生理用品の無償提供がスコットランドで始まり、フランス、ニュージーランド、スペインなど10か国以上で広がっています。こうした影響もあり、この間、日本でも国民的な運動で取組みが進んできました。

内閣府は2021年から自治体での生理用品の無償配布について調査をしています。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという、いわゆる生理の貧困がコロナ禍で顕在化したことを受けたものです。生理の貧困の取組みを実施検討しているのは、2024年10月時点で1,794自治体中51.6%の926自治体でした。

取り組む理由は、実施する自治体が増えたことや住民からの要望であり、内閣府の担当者は「まだ自治体全てで行っているわけではない。調査結果を公表することで広がってほしい」と話しています。

この調査によりますと、全公立高校のトイレに生理用品を置いている都県が15、全小・中学校のトイレに設置している区市町村は295に上ることが分かりました。

斑鳩町でも既に小・中学校のトイレに生理用品が設置され、子どもたちやその保護者から喜びの声が寄せられています。

また、庁舎のトイレに生理用品を置いている自治体は、東京都や群馬県、横浜市、熊本市など121自治体にのぼり、トイレトペーパーと同様に予算措置を講じるなど、独自予算を付ける自治体がほとんどとなっています。

東京都杉並区の岸本区長は、X（Twitter）で「2022年から全区立小中学校で生理用品の無償配布をトイレで行っている。トイレトペーパーと同じように必要な人が入手できるようにという気持ちです。全ての人が尊厳を持って生理期間を過ごせるように取り組んでまいります」と発信しています。

また、より身近な自治体でいうと、淡路市では、市役所のトイレに生理用品を置く目的を「突然、生理用品が必要になる事態などの精神的負担を軽減し、生理の尊厳を守る、そのためだ」と市の広報で述べておられます。

こうした全国的な状況も踏まえ、斑鳩町でも学校だけでなく公共施設にも段階的に生理用品を設置し、必要な人がより利用しやすい、受け取りやすい状況をつくり、無料配布を広げていくべきではないかと考え、今回、質問に挙げさせていただきました。

それでは、順にお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですが、先ほど述べましたように町内の小・中学校では、もともと保健室や職員室などで手渡ししていた生理用品を、子どもたちに行ったアンケートの結果から、子どもたちがより受け取りやすい、利用しやすいようにトイレに設置し自由に使えるようにしています。

そこでトイレに設置する前と後で配布状況にどのような違いがあったのか、その比較についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。

それでは小・中学校のトイレへの生理用品の設置に伴います配布状況の比較について、お答えをいたします。

まず、生理用品をトイレに設置する以前の令和4年度の実績でございます。当時は保健室等での対面配布を基本としておりましたけれども、小・中学校5校で1か月平均で約14枚の配布となっております。

その後、令和6年度の3学期から児童生徒が心身の健康を維持し安心して学校生活を送ることができるよう、トイレに生理用品を設置をいたしました。設置直後の令和7年1月から3月までの3か月間の集計となりますけれども、同じく小・中学校5校で、1か月平均で約160枚の利用となっております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） トイレに設置する前と後で平均して14枚だったのが160枚になったと。10倍以上に大きく増えているということです。

せっかくの機会ですので、教育長、この取組みについて、評価というか感想を持たれていると思いますが、簡単で結構ですので、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 今の議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員のほうからアンケートの結果という話もございましたように、子どもたちのアンケートの結果で一番教育委員会としてもショックだったのが、子どもたちが急に生理があったときに家に帰る、つまり授業を受けないで帰るという実態であったり、また、トイレットペーパーを使うというような状況が一番ショックでございました。

そういうことをアンケートによって分かった段階で速やかに対応をさせていただいて、その結果、平均14枚が160枚になった中身とイコールかどうかちょっと分かりませんが、多くの子どもたちが安心して学校へ来られるようになった一因が、この生理用品の配布というのがあるならば、非常によかったなと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 教育長のほうからも、この取組みをして非常によかったということで感想を述べていただきましたが、私は、公共施設の設置についても積極的に取り組んで広げていっていただきたいなというふうに思います。

そしたら2点目の質問について、小中学校だけでなく公共施設にも段階的に生理用品を設置し、町民が受け取りやすい、利用しやすい環境をつくっていくべきだというふう

に考えますが、町の見解についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 公共施設トイレへの生理用品設置についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、生理の貧困や女性の負担軽減は重要な課題であり、全国の自治体で様々な取組みが進められていることは承知しております。

本町におきましては、社会福祉協議会と連携し令和3年5月から生理用品の窓口配布を継続して実施しているところでございます。

この配布事業につきましては、以前の答弁でも申しあげましたとおり、単に生理用品を提供することが目的ではなく、経済的困窮やDV等の困難を抱える方を適切な支援につなげていくことに重点を置いております。

窓口での配布により職員が直接対応することで、背景にある課題の把握や必要な支援制度への案内、相談窓口への橋渡しといった、物品提供にとどまらない支援を行っているものと考えております。

町立小・中学校におきましては、児童生徒の意見を尊重し、女子トイレ内への生理用品の配置を開始したところでございますが、これは学校という限定的な環境における教育的配慮として実施しているものでございます。公共施設へのトイレ内設置につきましては、本来の目的である困難を抱える方への支援という機能が失われる懸念、不特定多数の方が利用されることによる管理上の課題等があることから、現時点におきましては、引き続き窓口での配布を基本とする方針を継続してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 以前からずっとその回答だというふうに思うんですが、これまでも指摘してきたかと思いますが、実際にその受け取り時に相談につながったケースというのはどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 窓口での配布により支援につながった実績の有無についてのご質問でございます。

生理用品の配布時には受け取りに来られた方への配慮の観点から、氏名、住所などの聞取りは行っておりません。そのため支援につながった件数につきましては正確な数字として記憶はしておりませんが、一例として複数回受け取りに来られている方について、現在の生活状況をお尋ねし、状況に応じた情報提供等を行うなど困難を抱えている方と

の接点として機能しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それはその窓口のほうで、職員さんのほうから声をかけたというのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 窓口で配付するときに、何かお困り事はないですか等のまづ簡単なこちらからの声かけ、その中で、それに応じて来られた方がいらっしゃるとうことでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 以前の答弁では、職員さんのほうから声をかけないというふうにおっしゃっていたと思うんですが、そうではないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 同じ方がかなり複数回、利用される、利用といいますか取りに来られる方もいらっしゃいますので、徐々に窓口との顔見知りではないですけれども、ちょっと声がかげやすくなる方もいらっしゃいますので、少し何かお困り事はないかというような、そういったことからでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その方がそれに対して不快な思い等をされてなければそれでいいかと思うんですが、もう何年もやっていてなかなかその実績がないというので、その対応で本当にお困り事の窓口としての機能を果たしているのかなというふうに思うんです。それと、さらに生理用品の提供・配布と結びつけることが果たして町民にとっていいのかなあと、私は疑問に思うんです。

町としてそういう対応を行っていくという姿勢は否定するものではありませんけども、生理用品を実際に使いたい、欲しいという方が窓口に行って対面で受け取らなければならないということについて、子どもたちからも声があったと思いますが、恥ずかしいであったりとか、もともと貧困対策として始められていることもあって、自分の家庭状況が貧困であるということをさらすというか、知られてしまうという、そういう思いもあって、やはり対面では受け取りにくいという声が成人の方でもあるんですね。そういう声に対して、町は対応していくというふうには考えないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 現在の町としての方針といたしましては、先ほどの答弁と

同じ答弁になるんですけれども、この生理の貧困という部分における対策として今、現方法により進めていきたいというところで進めておりますので、現時点では今のこの考えでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ちょっと分けてで考えたらどうですかということに対して、部長が答えにくそうにしていますので。

副町長、今の困った人に対する窓口の相談というのと、生理用品の配布というのを分けて考えたらどうですかと。窓口で対面で受け取るのがやはり恥ずかしいであったりとか、自分の状況を知られてしまうのは困るというふうにおっしゃる成人女性の方もいらっしゃるのです、それは分けて考えて、町民の皆さんが生理用品を受け取りやすいような手法に変えるべきじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） この生理の貧困ということで、これもかなり以前から木澤議員とはいろいろお話もさせていただいたかというふうに思います。

もともとそういったことの発端で、斑鳩町役場のほうでもトイレのほうにカードを置いて、基本的には何も言葉も交わすことなくお渡しできるという制度で始めさせていただいたものでございます。

それと今、木澤議員おっしゃっております貧困というか、生活でなかなかしんどい方の相談ということは、もうそれは今までも斑鳩町としてはいろいろなところで、例えば税のところではなかなか納付相談してしんどいという話が分かりましたら、福祉部局へつないだりも。それはもう福祉課、担当課だけではなくて、いろいろな課でそういった形で連携しながら必要な支援に今までもつなげてきております。

今回、この生理用品をトイレのほうに置くということにつきましても、そういったところのきっかけづくりとしてはひとつ手法としては増やせているという理解をさせていただいております。

先ほど、中原部長も答弁しましたように、何回かやはり通われてこられる方というのはやはりある程度、期間が経ってくると分かってくるようになりますので、そういったところで柔らかく声がけができるような状況を見計らって、そういったお声がけをしております。

これをさせていただいてる町としては、そういったお困りのある方については何とか必要な支援につなげていきたい、そういった一心でこういった取組みをさせていただい

ておりますので、分けてというよりも、今まで役場業務の中でいろいろな形で福祉につながっていった施策のひとつを増やしていったという考えですので、それは、渡してそれで何もなく過ぎ去ってしまっていくということについては、根本的なその方の支援にはつながらないというふうに考えておりますので、そこはまだ繋がった件数というのははっきりと分かりませんが、やはりそこは1件でも繋がればそれは成果だと、しっかりとした成果だと思っておりますので、その辺りは十分、取りに来られる方についてはそういった観点で何とか必要な方には繋げていきたいと思っておりますし、また渡し方を今いろいろ工夫しておりますけれども、そういった必要なところの支援に繋げていくような方法というのはこれからも工夫しながら考えていきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もう一点、受け取りづらいと、対面ではという声があることについては、どう思いますか。

○議長（中川靖広君） 加藤副町長。

○副町長（加藤恵三君） 受け取りづらということにつきましては、トイレには基本的にはカードで窓口に行っても言葉を交わすことなく受け取りをしていただくことはできますので、それについてはまだその方法が、まだ何らかのいい方法があるのかというのを引き続き考えていきます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 受け取りやすくしようと思ったら、やはりトイレに設置するのが一番だというふうに思うんです。

あくまでも対面の機会をつくるということで取り組むというふうにおっしゃいますので、今後またいろいろ議論していきたいというふうに思いますが、今、もともとは生理の貧困というところから始まったこの対策なんですけども、今やはり女性だけにそういう身体的な負担であったりとか経済的な負担をかけるということを解消していこうという運動が広がって、全国の自治体で公共施設のトイレに設置されているという状況が増えてきてるんですけども、女性だけにやはりそういう経済的な負担を求めないという考え方について、町長、それに対しては、それはいいというふうに考えるのか、いやいやそうではないというふうに考えるのか、すぐに施策に実施するかどうかとは別に、どのように受け止められるのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） ちょっと難しい質問でございますけれども、女性だけにというよ

うな考えは町としてはございません。やはりいろいろな形で男女共同参画社会というような形で平等にやっていこうということで考えておりますので、そういう考えはございません。

ただ、今、副町長とかいろいろ説明してくれました。そういう状況等も踏まえながらですね、今後どのような形がいいのか、その辺の検討をまたしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回の質問でも、町の取組みについては平行線であったかとは思いますが、今、広がっている運動というのはもう将来的に私は当たり前ようになっていくというふうに思ってるんです。やはりベストな形は女性だけに経済的負担を求めらるんじゃなくて、税金で対応していけるところは対応していくというのもひとつの考え方だというふうに思いますし、町としても実施していけることやというふうに思いますので、町長、ぜひ今後、検討していただきたいというふうに思いますので、今回はこの質問はここで終わっておきたいと思います。

そうしましたら3点目に移ります。3点目は、時間外勤務に対する手当等の未払いの問題についてです。

この質問は、昨年12月の議会で私が行ったものですが、昨年2月に愛知県半田市で公益通報による超過勤務手当等の未払いが判明し大きな問題となり、調査の結果、当該未払い分を過去3年分に遡って支給することとなり、対象者1,073名、未払い認定時間3万7,686時間、58分、未払い金額は7,600万円であることが確認されています。

こうした他自治体での例を受け、当町でも職員の勤務実態を把握し、問題の是正やルールを見直すことにより、より働きやすい職場にし、職員の皆さんの士気向上へ繋げていきたいとの思いから、前回、質問をさせていただきました。

その際、町のほうからは、実態を調査すると答弁がありまして、その場はそれで終わってしまいましたので、その後、調査結果がどうであったのか、今回、改めて質問させていただきます。

それでは町の回答をお願いします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） ご質問の調査結果等につきまして、お答えさせていただきます。

実態の点検や聞取りにつきましては、昨年、令和7年12月の議会終了後、直ちに所属長に対し始業前の準備や就業後の片づけも含めた時間外勤務の状況を確認するよう通知いたしました。

その結果、現時点では未払いとなっている事案の報告はございませんでした。

また、今回の確認に併せまして、適正な勤務時間の管理の徹底を改めて指示いたしました。今後も適正な運用に努めてまいります。

一方で、時間外勤務が長時間に及んでいる現状もございます。その解消に向けた働き方改革の推進は早急に取り組むべき課題であると認識しております。

町といたしましては、できる限り時間外勤務を発生させないことを基本とし、業務の効率化や偏りの解消を進めてまいります。準備や片づけを含め、原則として勤務時間内に業務を終えられるような環境や体制づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。その上で、電子申請の活用といった窓口改革や窓口時間の見直しにつきましても、住民サービスの維持向上と働き方改革のバランスを大切にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。 以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） まずひとつに、調査はしたけれどもその実態は確認できなかったということですね。

その所属の長に調査を命じたということですが、実際にはどのような調査が行われたのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それぞれの所属長さんが今の勤務の実態ですね、どういうことを行っているのかというのを自ら点検していただきまして、この業務は時間外にやる業務なのか、本来は勤務時間内で全て終わる業務なのかと、改めて自己点検ということも促しておりますし、もし仮に相談しづらい状況がありましたならば、総務課にご相談いただけたらなというような形の通知もさせていただいたところです。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のほうから確認をされたということで、個々の職員に聞取りを行ったということではないということですね。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 組織的な対応といたしまして、各所属長に対して、現時点の勤務実態について確認するよう指示し、そういったものがあれば報告を願うということ

と、また個々の判断が迷う場合は、総務課に相談してくださいという通知を副町長名で指示しております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 前回、愛知県半田市の例について詳細に述べましたが、なかなかやはり本人が言いづらいということで、相談窓口を設けても本人が特定されるということだと、なかなか声を上げにくい状況があるのかなあというふうに思うのと、本人が気づいていない場合というのもあったということなので、私は、できれば無記名アンケートのような形で個人が特定されないケースとして、過去にこんなことで時間外勤務が発生したというような事例があって、例えば、それが今改善されているのかとかいうことのアンケートを取ることで、実際に時間外勤務が発生しているのかどうかという確認をすることができるのかなと。それがなければいいんですけども、やはりそこまで丁寧にやらないと、なかなか申告してくださいと言って出てくるものじゃないのかなというふうに思うんです。

実際に以前はタイムカードで出退勤を記録していましたが、今はパソコンの立上げで記録をしているというふうにお聞きしたんですけど、実際にパソコンを立ち上げたときが出勤時間になるのか、それか定時で決まっている8時半から5時半までが勤務時間で、それ以外については勤務時間外になっていて、例えば、1階ですとお客さんが8時半より前に来て、その場合は対応することが必要になるんですけども、それがちゃんと時間外勤務として記録されているのかどうか、そこはどうなのでしょう。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 職員の出退に関する記録についてだと思えますけれども、これにつきましては、以前からのタイムカードと一緒に、パソコンを立ち上げて出退勤システムというのを立ち上げます。そうした中で自ら出勤しましたよということで、登庁の出勤時刻の記録ができます。

退勤に当たりましては、自ら退勤しますよということで退勤時間のところをクリックしたら退勤になるということで、自動的に8時30分から17時15分が出退ということでは記録されません。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうすると最後の確認になりますけど、出勤してパソコンを立ち上げたら出勤時間として記録されて、それ以降は勤務であるという認識でいいですか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） いわゆる立ち上げてシステム上がってきましたよと。押しま
したよというところから勤務が始まるということではなくて、あくまでも実際にその前
にいわゆる時間外申請というのがありますので、これこれこういう理由で8時から業務
開始しますよというのは、申告というか、職員のほうから提出をいただきますので、そ
れに基づいて本来でしたら時間外勤務命令を出しますので、その辺りの関係もございま
す。

そうしたことから、例えば、期日前投票ございますよね。あのとき8時30分から必
ず来られますので、そしたら8時に出勤しますよとなれば、あらかじめ時間外勤務命令
を出した上で8時からいわゆる勤務が始まった、始めますよというような形で時間外勤
務という形で手当等のほうも支給しております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 要は町からの要請とか命令であった場合については時間外勤務
手当がつくということやけど、偶発的なものであったり、自己申告というか自分でやっ
ている分については、それは時間外勤務としては認められないよということかなという
ふうに思うんですけど。

だから偶発的、例えば、窓口で時間前にお客さんが来はって、その対応をしたと。そ
れは完全に勤務ですよ。それに対して手当はつくのか、つかないのか。今つけている
のか、つけていないのか、どちらでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） そういった場合もございます。偶発的に、例えば、17時1
5分以降に住民さんのところへ行くと、そういった場合に時間外申請ができていなかっ
た場合は、事後で、こうこうこういう理由で時間外に勤務しましたよということで、改
めて申請を事後にさせていただいてます。

そして、所属長がそれを業務の範囲ということで認めましたら、時間外勤務というこ
とになります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしたら、本人が申請して町が認めれば時間外勤務手当はつ
くということですね。

ただ、先ほど申しあげましたように、本人が意識してないという状況もあるかという
ふうに思うんです。

この半田市の例で言うと、時間外勤務手当が3万7,686時間とものすごい時間に

なってまして、通常ここでいうと市ですね、が把握している以上にこれだけ勤務されていると、時間外の勤務があったということなので、私はもうちょっと詳細な調査が必要だというふうに思うんですが、先ほど申しあげました無記名のアンケート、これはペーパーであったり携帯などで対応できたりするものが、どちらかできると思うんですが、そういう形で丁寧な聞き取り調査を行っていくべきじゃないかなというふうに思います、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 調査なんですけれども、そもそも勤務時間とはなんぞやというところから職員の皆さんと議論をしてまいりたいというふうに考えております。

それに当たりましては、窓口業務の時間、これにつきましても住民サービスの維持向上、あるいは現在進めております電子申請など、住民さんから役場に来なくていいですよ、自宅でもできますよと、そういったいろいろなチャンネルを増やした中で、そもそも窓口時間を開ける時間ですね、そういったものを含めまして職員に対してもそういった取組みの中で、どうなんですかねというようなことをお聞きしながら進めてまいりたいと。

町としてはやはり職員さんの健康ですね、これを一番守ることを土台にして、これが財産になりますので、こういったものをしっかりと大事にしながら、時間外勤務全体の取組み、その改善を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） アンケート調査については、やるという答えはいただけなかったんですが、町として職員の皆さんの健康をしっかりと守っていきたいということと働き方についてもしっかりと認識を共有していきたいという思いについてはよく分かりました。

今後ですね、どのようなやり方をされるのかについては、また私のほうもチェックをさせていただきたいというふうに思います。

時間外勤務手当がついていないというような状態があってはなりませんので、その点については重々気をつけていただいて、言ったようにそもそもの時間外勤務が発生しないような取組みも含めてですね、働きやすい職場をつくっていただきたいというふうに思いますので、今回はそのことを要望して終わっておきたいと思います。

そしたら4点目の質問に移ります。4点目は、保育所の入所希望の状況と待機児対策についてです。

この質問についてはこれまでも何度か行ってきましたが、近年、子どもの数は減少

傾向であるにもかかわらず保育所への入所希望が増え、当町でも待機児が発生するという状況が度々確認されています。その背景としては、物価高騰や実質賃金の低下等による共働き家庭の増加などが考えられます。

そうしたことから斑鳩町では、町立保育園の受け入れを増やしたり、民間の保育園やこども園の誘致、さらには民間保育園の設置・増設に支援をするなど、保育環境の充実にかなり力を入れてきたと私も認識しており、この間の町の取組みについては評価をさせていただいているところです。

ところが、保育の枠を大幅に増やしてもそれ以上に保育所の入所希望が上回り、いちごっこのような状態が続いていることに職員の皆さんも頭を悩ませていることだと思います。

保育所の入所を希望される家庭が増えること自体は決して悪いことではないので、できる限り町民の皆さんの希望をかなえられるような体制づくりを進め、仕事と子育てが両立できる環境整備に引き続き力を入れていただきたいと思います。

さて、そうした状況の下で、新年度に向けての保育所の入所希望が各家庭より提出され、町のほうで審査が行われていると思いますので、その審査の状況や待機児の発生状況とその対策等について、お尋ねしていきたいと思います。

それではまず1点目の、新年度に向けた保育所の入所希望の状況について、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 令和8年度の保育施設の申込み状況について、1次選考後の時点での状況を答弁させていただきます。

令和8年度の保育施設の申込みについては、10月に申込みを受け付けた申請について1次選考を行い、12月に申込者に通知をしております。

その後、2月末までの申込みを含めて、3月上旬に2次選考を行う予定をしております。

そのため、現時点では申込み状況は1次選考後の人数となっております。1次選考での保育施設の申込件数は730件、そのうち内定件数は705件となっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現時点では1次選考ということでお答えいただきました。

2次選考については3月上旬ということなので、私は所属してないんですけども、担当の厚生常任委員会が3月13日に開催される予定なので、その時点で結果が出ている

ようでありましたら、厚生常任委員会のほうにご報告いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 2次選考の申込みの状況につきまして、また委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、ぜひ厚生常任委員会の委員長、副委員長にはご配慮をお願いいたします。

それでは次に2点目ですが、新年度での待機児の発生状況についてお尋ねします。

また、新年度で待機児が発生するとしたら、その対策についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 令和8年度入所における待機児童についてのご質問です。

待機児童とは保育の要件を満たしており、保育所等に申込みをしているが保育施設の定員人数が超過しているため入所ができない状態の児童をいいます。

国の基準により特定の保育施設のみへの入園を希望する人、求職活動を事由としている人で調査時点で求職活動をしていない人は待機児童として換算しないこととされております。

令和8年度入所における斑鳩町での待機児童数は、1次選考の時点では0人となっておりますが、特定の保育施設のみへの入園を希望しており入所できない人は25人の見込みです。令和8年度入所については、待機児童はいないものの、希望する園に入園できない入所保留が生じていることから、町としても保育の受け皿の整備等を検討しております。

令和8年度では、認定こども園法隆寺幼稚園において、特に保育の受け皿が不足している1歳児と2歳児の受け入れ人数を増やすため、保育室の改修を予定されております。

改修後は1、2歳児の定員が15人増えることから、町としても待機児童対策として支援を行う予定です。

また、第3次子ども・子育て支援事業計画においても、今後、教育・保育施設の再編等の検討を進め、ニーズ量に対する供給が充足できるよう努めることとしております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 認定こども園法隆寺幼稚園さんのほうで増設されるということ

で、1歳児、2歳児の枠が15人増えると。これ、時期はいつ頃になるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） この8月に改修ということで、10月から開園予定と聞いております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 10月から増えることについてはありがたいというふうに思うんですが、新年度当初からは対応はちょっと難しいということですね。

今の時点では待機児は発生しないということですが、これ2次選考して待機児が発生するようになったときですね、今回、条例改正でこども誰でも通園制度について私も質問させていただいたところ、次長のほうから、各年齢ごとに1枠設けますよと、それで余裕型ということで運用されるとおっしゃいましたけど、これ、保育園のほうで待機児が発生してしまった場合の、こども誰でも通園事業の運営についてはどのようにしていくのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） このこども誰でも通園制度における保育士の配置等に関しましても、保育所と同様、0歳児は子ども3人について保育士等が1人、1歳児と2歳児は子ども6人につき保育士等1人の配置基準になります。

一方、こども誰でも通園制度については、受け入れる曜日、時間を事業所が設定することから、面積要件等を満たしていれば特定の曜日、時間だけを就労することのできる保育士を配置することで受け入れすることが可能となってまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 民間のほうからも応募いただいているのでそちらのほうでも枠はあるんですけど、これ仮に保育所のほうで、たつたのほうで余裕型でやると言っていて、2次選考でもたつたが面積的なものを含めていっぱいになってしまったという場合に、民間があればそちらのほうに、枠があればそちらのほうに行っていただくことは可能だと思いますが、そうじゃない場合というのは、保育園に入りたいけど入れない待機児を置いていて、こども誰でも通園事業をやるのか、それか、こども誰でも通園事業よりも待機児を入所させるというほうを優先させるのか、その判断はどうなるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 国の見解におきましては、待機児童の発生の有無にかかわらず、全ての市町村でこども誰でも通園制度を実施することになっております。

このことから、実施予定の保育施設で余裕活用型のこども誰でも通園事業を実施することができない場合は、他の民間保育施設などにおいて、こども誰でも通園事業を実施できるよう調整等を図ってまいりたいと考えております。

また、通常保育とともにこども誰でも通園事業を両立して実施できるよう、保育の受け皿等の整備を検討する必要があると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） あまり町を責めてもあれなので、国のほうも殺生なことをしてくれんなどというふうに思いますけども、民間のほうからも応募もあるということなので、調整していただいて、なるべく多くの人を受け入れしていけるようお願いしておきたいと思います。

そしたら次、5点目の質問に移ります。

それでは次に5点目ですけども、これは香りの害と書いて「こうがい」と読むそうです。香害、化学物質過敏症の対策について質問させていただきます。

香害とは合成洗剤、柔軟剤、化粧品、香水などに含まれる合成香料、化学物質によって頭痛や吐き気、めまい、目のかすみなど健康被害が引き起こされる現象を指します。これらの化学物質に敏感な人は、通常の使用量では問題ないはずの製品でも体調不良を引き起こすことがあります。

化学物質過敏症は香害の影響を受けた結果として発症することがあり、特定の化学物質に対して過敏に反応する状態です。この症状は初めて暴露が感作され、その後の少量の暴露でも強い反応を示すことがあり、頭痛、めまい、吐き気、鼻炎やアトピーのような症状、倦怠感や筋肉の痛み、精神的な症状という不安やうつ状態などを発症する場合があります。

化学物質過敏症の治療法は確立されていませんが、原因物質との接触を避け、香料や化学物質を含む製品の使用を控えることがその対策として推奨されています。

香害や化学物質過敏症は誰にでも発症する可能性があるため、周囲の人々への理解と配慮が求められます。そのため、公共の場では香料の使用に配慮し、ほかの人への影響を考慮することや、また、そもそもこうした香害によって化学物質過敏症という健康被害を受ける人がいるということ、そういう事実を広く知らせていくことにより被害を未然に防ぐ対策が求められており、この問題に対する町の認識や対策等についてお尋ねしたいと考えます。

では1点目の、香害・化学物質過敏症に対する町の認識についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 香害・化学物質過敏症に対する町の認識についてのご質問です。

日常生活で使用する柔軟剤や洗剤、制汗剤、芳香剤などに含まれる香料成分が引き金となって発症する化学物質過敏症はごく微量の化学物質に反応し、頭痛やめまい、吐き気、呼吸困難などの体調不良から日常生活に大きな支障を来す場合もあり、こういった症状の方が増えていることは承知しております。

香りの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りであっても他者にとっては不快感や健康被害の原因となる場合があることから、周囲への配慮が必要な問題であると認識しております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは2点目ですけども、公共施設、学校等での香害・化学物質過敏症の予防に対する周知啓発について、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 公共施設、学校等での香害・化学物質過敏症予防に対する周知啓発についてのご質問です。

近年、消費生活センターに柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするといった相談が多く寄せられていることから、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室において、化学物質による健康影響について調査研究が進められているところです。

現在、柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は明らかになっておらず、製品を使用する際のマナー等の啓発のため、厚生労働省では消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省との協力の下、令和5年7月に香りへの配慮に関する啓発ポスターの周知を各省庁から関係機関へ依頼されました。

この通知を受け、本町においても学校や公共施設等でポスター掲示を行い、町民への注意喚起に努めたところです。

今後は、学校等を含めた公共施設でのポスター掲示を継続的に行うとともに、町の広報紙やホームページ等を活用し、自分にとって快適な香りであっても不快に感じる人がおられるということや、香りの強さの感じ方には個人差があること、さらには使用量の目安などを参考に周囲に配慮した使用が必要であることなどを、香りへの配慮として改めて周知啓発してまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も今回、質問するのにこの香害というのを初めて知ったんですけども、やはり知っていただくことにより未然に防ぐことができると思いますので、周知・啓発等についてはよろしくをお願いします。

それと3点目ですが、全国的にこうした香害及び環境過敏症と言われる化学物質過敏症のことなんですが、この被害が子どもたちの健康や心身の成長に影響を与えるケースが報告されており、周知・啓発だけでなく学校等での実態把握や子ども保護者からの相談対応など、具体的な対策を講じる必要があるというふうに考えます。

そこでですね、町内の小中学校でアンケート調査等を行ってはどうかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 先ほどの住民生活部次長からの答弁でもございましたとおり、現在、柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は明らかになっていないという状況でございます。

こうした状況下での調査につきましては、症状の原因特定が困難であり、かえって保護者また児童生徒への不安につながるおそれがございます。こうしたことからアンケートの実施には慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

なお、現在も健康診断の間診票や日々の観察によりまして健康状態には十分留意をしております。今現在、各学校において化学物質過敏症等の症状を訴えておる児童生徒は把握をしていないという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 因果関係がまだ確立されていないということですが、国会でも国のほうにガイドラインをつくって対応するように求めておられますので、今後、国の動向なんかを見ながら、適宜適切な対応を求めておきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずひとつ目は、給食無償化についてです。

2025年12月19日、文科省、総務省、財務省は自民、公明、維新の3党による議論を踏まえ、2026年度から小学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することを決定しました。

これにより、斑鳩町も小学校は無償化、そして国に先駆けて中学校3年生は無償化を進めるということです。この給食無償化についての懸念点や今後の取組みについて、順にお伺いします。

まずひとつ目として、斑鳩町はこれまで給食費の保護者負担について、物価高騰による追加負担を増額せず補助してこられました。4月以降、児童1人当たり月額5,200円の国の補助となります。物価高騰などの要因により月額5,200円を超過した分については斑鳩町が負担をし完全無償化にするとのことですが、この町負担分の今後の見通しやそれに伴う給食の質や量の確保について、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 給食費に係ります今後の保護者負担の見通し、また給食の質・量の確保についてのご質問でございます。

初めに、令和8年度におけます町立小学校の給食費の保護者負担についてお答えをいたします。

質問者がおっしゃるとおり、現在、国におきましては児童一人当たり月額5,200円を補助する給食費負担軽減交付金の制度化が進められております。

また、本町では議員もご紹介いただきましたが、この国の交付金に加えまして町独自の支援として1食当たり40円を上乗せして補助することにより、町立小学校全学年におきまして給食費の完全無償化を実現できるよう、新年度予算案に関連予算を計上いたしております。

次に、今後の見通しについてでございます。国におきましては、毎年、給食費に関する調査を実施をし、その結果や物価動向等を踏まえて交付金の基準額を適切に設定する制度設計を検討していると示されております。

町といたしましては、今後もこうした国の動向や財政状況を勘案をいたしながら、保護者の皆様に負担が生じないよう努めますとともに、給食の質と量をしっかりと確保し、引き続き、充実した学校給食の提供に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 学校給食法によって安全で栄養バランスの優れた給食が提供さ

れるよう定められていると思いますので、引き続き質と量を守っていただきますようお願いしておきます。

そして、今後の町の負担の見通しについてですけれども、現在の物価に合わせて5,200円が国からの補助、そして斑鳩町の給食の実額がおおよそ5,800円程度であると。600円が町負担になるわけですけれども、この負担額が無償化に合わせて業者の値上げが進み、町の支出が年々と今後増えていくということは考えられないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 給食費の無償化に合わせた食材の値上げ等に関するご質問でございます。

給食に使用いたします食材といたしまして、米、パン、牛乳などの基本物資につきましては公益財団法人奈良県学校給食会を通じて購入をしており、奈良県全体として適正に管理された価格設定であると認識をしております。

また、その他の野菜や肉類などにつきましても、町の関連団体、補助団体などを通じて導入されるもののほか、斑鳩町学校給食用物資納入業者登録者区審査要領、こちらに基づきまして適正な審査を行った納入業者からのみ仕入れを行っております。

実際の発注に際しましては、食材に応じて複数の登録納入業者に見積りを取るなどしており、引き続き適正な価格での仕入れに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。そこは心配ないということで確認をしておきます。

あとひとつ確認なんですけれども、教職員の給食費についてなんですけれども、物価高騰分を公費負担しているという例があるようです。一般職との公平性や税金で負担をするのかなどの問題があるわけですけれども、斑鳩町においてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 教職員の学校給食費に対する公費負担についてのご質問でございます。

本町におきましては、現在、教職員の学校給食費に対する町の補助制度は設けておらず、また新たに設ける予定もございません。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 分かりました。今後もないということで確認をさせていただきました。

それでは次に、二つ目の質問に移ります。

この給食無償化においては、質の向上の取組みを実現するとあり、地産地消等の好事例の収集、横展開を実現するとありました。

斑鳩町での地産地消の取組みや今後について、お伺いをします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校給食の地産地消について、お答えをいたします。

まず、地元食材の使用割合の現状について、お答えをさせていただきます。

学校給食における地場産物、国産食材の使用状況調査に基づく昨年6月の16日から20日の5日間における調査結果でございます。

本町の学校給食における国内で生産また加工されている食材の使用割合は、斑鳩町産が3.1%、斑鳩町以外の奈良県内産が32.6%、その他の国内産が56.5%、海外からの輸入食材の使用割合は7.8%となっております。

次に、町の取組みについてでございます。本町におきましては新鮮で美味しい奈良県産の食材を積極的に活用し、地元食材や食文化への理解を深める学習を行う学校に対しまして、年6回を限度として小学校では1食当たり50円、中学校では1食当たり60円の補助を行うことで献立の充実を図りますとともに、地産地消の取組みを推進しているところでございます。 以上でございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 現状、町内だけで恒常的に大きく賄っていくというのは難しいとは思いますが、またほかの自治体での好事例なども研究いただき、引き続き、子どもたちが地元の食材に触れてもらえるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、三つ目の質問に移ります。

非喫食者、つまり給食を食べない児童への対応ということを質問します。

給食を食べないというのは様々な理由があるかとは思いますが、まずは、現在、非喫食者への給食費について、どのように対応されているのか教えてください。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 給食を食べない非喫食の児童の給食費の取扱いについてお答えをいたします。

まず、現状の非喫食者に対する給食費の運用についてでございます。

本町におきましてはけがや不登校等、何らかの理由により連続して1週間以上欠席される場合、保護者からのお申し出に基づき給食の停止手続を行っております。

その際、すでに徴収済みの給食費がある場合につきましては、学校が定めます学校給食実施要項に基づきまして返金額を算出し、保護者の口座へ返金するといった対応を行っているところでございます。

次に、アレルギー等により学校給食を喫食していない場合等における学校給食費の取扱いについてでございます。

アレルギー疾患で給食を食べることができないなどの事情により弁当を持参される場合につきましては、給食費は全額免除となっております。

また、牛乳を飲まないという場合には、牛乳代相当額を減額しており、それぞれの事情に応じた対応を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それぞれの事情に合わせて細かく対応いただいているということなんですけれども、今回、児童1人当たり5,200円が国から補助されるということで、給食を食べないというお子さんに対して無償化の恩恵が受けられない可能性があるということに対して、斑鳩町として支援をどのように検討されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 給食費の無償化に伴います給食を喫食されない児童生徒への支援についてお答えをいたします。

現在、国が進めております給食費負担軽減交付金の制度設計におきまして、非喫食者につきましては金銭給付等支援の対象になり得る者の範囲に関する考え方等につきまして、国で示される予定とされております。

本町といたしましては、今後、国から示される考え方に従いまして非喫食者に対する支援策について検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今後、国からの考え方が示されるということですが、それが出たら準じていただけたらと思いますけれども、今、言われているのは、各市町村での判断になるのではと言われております。

そうなった場合はきちっと制度化していただけたらと思うんですけれども、全く給食

を食べない児童へは先ほどもご紹介いただきましたけど現金で5,200円を支援するなどの方法もありますし、給食を食べない、もしくは食べられないという理由は本当に様々なので、全く食べられないケースはそうやって5,200円を返金できたらいいと思うんですけれども、例えば、月に二、三回来られて食べられるというケースなど様々あると思いますので、一律にすることも難しいと思いますけれども、そこは恩恵が受けられるように検討していただけたらと思います。

最後四つ目の質問なんですけれども、給食のフードロスということで質問しますが、栄養面やフードロスの観点から、どのように食べ残しがないように取り組まれているのか。

また、今までは給食費は保護者負担であったことから、余った食材などを勝手にどこかへ提供するなどは難しかったと思うんですけれども、今後は給食費が公費負担になることで、例えばですが、子ども食堂などに提供できるなど有効活用ができるのではと考えているんですけれども、その辺りの考え方を教えてください。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 食べ残された給食の取扱い、また有効活用についてのご質問でございます。

初めに、給食の食べ残しの削減に関する取組みでございます。

町立小中学校では、文部科学省が定めます学校給食摂取基準に基づきまして必要な栄養素量を確保しつつ、児童生徒が無理なく食べ切ることができるよう、学校栄養士が献立内容や調理方法の工夫を行っております。併せまして、教室において多め・普通・少なめなど児童生徒の希望に応じて盛りつけ量を調整することで、食べ残しの削減に努めているところでございます。

次に、余った給食を子ども食堂等に提供することについてでございます。

学校給食法に基づく衛生管理基準におきましては、調理後2時間以内の喫食が原則とされており、また、一度、配膳された給食の再利用また持出しは食中毒防止の観点から厳しく制限をされております。

したがいまして、学校給食の外部への提供は困難であると考えているところでございます。

町といたしましては、今後とも子どもたちが給食を通じて食の大切さを学び、しっかりと栄養摂取することで健全に成長できるよう、食育の推進に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 確かに、一度提供したものを外部へ持っていくというのは難し

いということで、そこは理解したんですけれども、例えばなんですけれども、急遽、学級閉鎖や学年閉鎖などがあった場合の調理前の食材などがあった場合、個々の食材をキャンセル料がかからないようにキャンセルするなど、柔軟な対応をさせていただいていることもお伺いはしているんですけれども、今回の給食無償化の財源の変化から、調理前の余った場合の食材についての対応も変化していくのではないかとということも言われておりまして、それが先ほど言いました子ども食堂への提供などということなんですけれども、私のほうでもまた今後何かそういった事例を見つけましたら、ご紹介させていただきたいとも思いますし、町のほうでもぜひ研究いただけたらと思いますので、そちらはお願いをしておきます。それではこのひとつ目の質問を終了します。

続いて、二つ目の質問に移ります。道路交通法改正を踏まえた交通安全対策についてということで、2026年は道路交通法が改正されます。自転車への青切符の導入、自動車が進んで自転車を追い越す際の新ルール、生活道路の法定速度30キロへの引き下げ、仮免許の取得年齢引き下げなど、私たちの日常に深く関わる法律の改正が行われます。

その中のひとつ、4月1日から自転車に対しても青切符が導入され、これまでは自転車の交通違反は注意や指導にとどまるケースが多く見られましたが、今後は反則金が課されるなど、より厳しい対応が取られます。

ひとつ目の質問として、こういった改正に対する周知・啓発活動について、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車の運転に関する周知・啓発についてのご質問でございます。

近年、自転車に関係する交通事故は全国的にも増加傾向にあり、交通ルールの遵守とマナーの向上が喫緊の課題となっております。令和8年4月から自転車の交通違反に対して反則金の納付が通告される、いわゆる青切符制度の導入を含む道路交通法の一部を改正する法律が施行されます。

本町におきましても情報提供や周知啓発は重要と考えており、広報いかるがにおいて、昨年11月と今年3月に啓発記事を掲載し、また、町ホームページにも法改正のポイントや違反行為をイラスト等で分かりやすく周知いたしております。

今後も、警察や公安委員会と連携し、広く情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 周知をありがとうございます。先日3月1日の広報も見させていただきました。曾谷選手のご協力に感謝いたします。

自転車はルールの多くが自動車と同等に適用されるわけですがけれども、日本の現状では自転車を歩行者の延長として、自身は車より優先されるべき交通弱者であると考え人も多く存在するとのことで、警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が何らかのルール違反をしていたということが言われていますので、この改正と周知をいただくことで事故が減少することを願います。

続いて、二つ目の質問で、ゾーン30ということなんですけれども、こちらの考え方を教えていただきたいですけれども、生活道路は自宅や学校、商店街など比較的狭い道路にもかかわらず法定速度は一般道と同じ60キロとされてきました。

しかし、生活道路における歩行者や自転車の事故が多発しており、2026年9月1日から生活道路の法定速度が30キロに引き下げられる予定です。9月からはセンターラインのない、いわゆる生活道路を通行する際の法定速度が30キロとなるわけなんですけれども、法改正後のゾーン30の取扱いと、その他の生活道路の法定速度の考え方と周知や啓発について、お伺いをします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 道路交通法施行令の改正による中央線、いわゆるセンターラインのない生活道路を通行する際の法定速度の制度と、ゾーン30の取扱いに関する質問でございます。

今回の法改正では、センターラインのない道路における法定速度を60キロメートルから30キロメートルへと引き下げるものであり、生活道路における歩行者の安全確保が一層強化されております。また、これまでに指定されたゾーン30は法改正以降もその指定は継続されるということでございます。

次に、法改正に関する周知については、令和8年9月の施行に向け、法改正の趣旨や内容を住民の皆様にも正しく理解していただくために、今後、広報いかるがでの特集記事の掲載や町ホームページなどを活用したいと考えております。

また、法改正後におきましても、警察等の関係機関と連携を図り、周知・啓発に努めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ちょっと追加で教えていただきたいんですけども、今、既存のゾーン30は継続されるということなんですけど、狭い生活道路はほぼ30キロ規制に

なると思うんですけれども、その規制から外れているところでゾーン30の規制が必要な場所にはゾーン30を適用できる場合があると。

今、斑鳩町の西里辺りにあるそのゾーン30のエリアは、今回の法改正ではゾーン30になってなくても30キロ規制になるのではないかと思うんですけれども、ここはゾーン30の指定が継続するというので、ここは特には問題はないということなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 先ほどの答弁のとおり、ゾーン30はそのまま継続されるということです。

そしてセンターラインのない一般道路における法定速度の改正につきましては、生活道路全体の安全性を底上げする制度として交通安全対策として実施されると。

一方、ゾーン30は一定の条件の下、例えば、幹線道路の通り抜けとして生活道路を利用される区域や、狹隘で危険な通学路の多い区域など、地域が抱える課題に対して区域を示して地域と警察と道路管理者が一体となって交通安全対策に取り組むことが可能であり、具体的には、今ご紹介いただきました西里のように、ゾーン30の路面標示を行えることや、ハンプなど物理的な工夫、視覚的な効果を道路構造に組み合わせて速度30キロメートルを守られる環境を整える効果があるということで、ゾーン30の重要性を確認しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

何となくそこだけその道路標示とかが強調されていると、ほかはそうではないのかなと、30キロメートル規制じゃないのかなという勘違いが生まれやすそうな気がして確認したんですけれども。結局はやはり住民一人ひとりが生活道路では60キロ規制から30キロ規制に変わるということの認識を持っていくことが大切なのかなと思いますので、周知啓発を引き続き、お願いしておきます。

三つ目の質問に移ります。

自転車ヘルメットの助成制度ということなんですけれども、過去、同僚議員からも質問があったかと思いますが、現在の斑鳩町のその助成制度の方針について、お伺いをします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 自転車用ヘルメット購入助成制度に関するご質問でござ

います。

令和5年4月1日の道路交通法改正により、自転車を運転する全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されました。ヘルメット着用は自転車利用時の安全確保のために重要な手段である一方、令和7年9月の県民ウェブアンケートでは、ヘルメットを着用していない理由に、「着用が面倒だから」「頭が蒸れて不快」など、着用率が進まない主な要因は自転車利用者の意識によるところが大きい結果となっております。

このような結果から、本町では、自転車利用者の安全対策につきましては、まず自身を守るため自転車を利用する際にはヘルメットが必要であることなど、意識改革を最優先として取り組んでおります。

取組みとして、町内小学校・中学校での交通安全教室等の実施や各種イベントでの啓発活動、広報紙への記事掲載など、様々な機会を通じて自転車利用時のヘルメット着用の重要性を周知いたしております。

また、今後も警察など関係機関と連携し、引き続き自転車利用者の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 現在の方針は分かりました。確かに本当に意識とかそのマインドの部分が大きいのは私もまさに同感なんですけれども、助成制度があることで意識改革につながるという考え方もあるのではないかと思います。

近隣で助成されているところをご紹介します。

助成する対象は様々ですが、王寺町、三郷町、安堵町、河合町、大和郡山市も助成されていると聞いています。

大和郡山市では、令和6年度で940件の実績があったようなんですけれども、助成制度をすることで住民さんへのヘルメット着用への意識の向上の動機づけのひとつとしても行っていらっしゃるのではないかと思います。

その辺り、実施されている市町村の状況も伺っていただき、今回の法改正に伴い、さらなる住民の皆様を守る取組みのひとつとしてご検討いただければと思います。

こちらは要望しておきまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から予算審査特別委員会が開催されますので、関係委員には定刻に

ご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時24分 散会)